

平成 22 年分収支報告に係る政治資金監査報告書について
(都道府県選挙管理委員会分)

I. 政治資金監査報告書の記載内容等に関する調査結果

1. 政治資金監査の結果 (Q4 関係)

区 分	団体数	割 合
調 査 団 体 数	2, 323 (前回 2,551)	
(1) 政治資金監査の対象となった事項についてすべて確認できたもの	2, 200 (前回 2,325)	94.7% (前回 91.1%)
(2) 会計帳簿に記載不備があったもの	23 (前回 55)	1.0% (前回 2.2%)
(3) 会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出があったもの	99 (前回 169)	4.3% (前回 6.6%)
(4) (2)及び(3)が複合したもの	1 (前回 2)	0.0% (前回 0.1%)

【参考①：総務大臣分】

区 分	団体数	割 合
調 査 団 体 数	962 (前回 852)	
(1) 政治資金監査の対象となった事項についてすべて確認できたもの	920 (前回 779)	95.6% (前回 91.4%)
(2) 会計帳簿に記載不備があったもの	8 (前回 18)	0.9% (前回 2.1%)
(3) 会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出があったもの	30 (前回 46)	3.1% (前回 5.4%)
(4) (2)及び(3)が複合したもの	4 (前回 9)	0.4% (前回 1.1%)

【参考②：総務大臣分+都道府県選管分】

区 分	団体数	割 合
調 査 団 体 数	3, 285 (前回 3,403)	
(1) 政治資金監査の対象となった事項についてすべて確認できたもの	3, 120 (前回 3,104)	95.0% (前回 91.2%)
(2) 会計帳簿に記載不備があったもの	31 (前回 73)	0.9% (前回 2.2%)
(3) 会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出があったもの	129 (前回 215)	3.9% (前回 6.3%)
(4) (2)及び(3)が複合したもの	5 (前回 11)	0.2% (前回 0.3%)

[注] 質問項目によっては、感想にとどまっている回答が含まれることに留意。

2. 収支報告書及び当該報告書と併せて提出する書類について

Q 1. 収支報告書の「支出」に関する箇所について不備等を指摘する事項はありましたか？

(単位：選管数)

●なかった	3
●あった (※)	44
支出の金額が間違っていた。	(1) 24
支出項目が間違っていた。	(3) 21
支出の小計が間違っていた。	(2) 22
収支報告書がまったく任意の様式により作成された。	1
その他	(8) 31
(主なもの) ・「経常経費 (人件費を除く。) の内訳」の添付漏れ ・「政治活動費の内訳」の添付漏れ ・「経常経費 (人件費を除く。) の内訳」及び「政治活動費の内訳」の項目別区分欄の記載漏れ ・「本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳」の添付漏れ ・収支報告書と領収書等の記載内容の不一致 ・収支報告書内の表間突合の不一致 ・報告対象期間外 (前年・翌年) の支出を計上	

() は内数で「特に多いと感じた」とする選管数

※「あった」とする団体について

(単位：選管数)

不備等を指摘した団体の割合	1～3割	4～6割	7～9割	計
平成21年分に比し、				
相当に減っている。	2	1	0	3
若干減っている。	9	3	1	13
ほとんど変わらない。	8	9	9	26
増えている。	0	0	1	1
小計	19	13	11	43
不明				1

Q 2. 収支報告書と併せて提出する書類について不備等を指摘する事項はありましたか？

(単位：選管数)

●なかつた	4
●あつた	43
領収書等の写しの添付漏れがあつた。	(4) 32
領収書等を徴し難かつた支出の明細書の添付漏れがあつた。	(5) 25
振込明細書に係る支出目的書の添付漏れがあつた。	(6) 31
政治資金監査報告書の提出義務を知らなかつた。	7
領収書等の編さんがずさんで、各支出との対応関係が分かりにくいものがあつた。	(6) 22
その他	(4) 18
(主なもの) ・領収書の必要記載事項(支出の目的、金額、年月日)漏れ ・領収書等を徴し難かつた支出の明細書への会計責任者の押印漏れ ・収支報告書と領収書等の記載内容の不一致 ・政治資金監査報告書の代表者の名称の不備 ・領収書等の写しが薄く判読できない	

() は内数で「特に多いと感じた」とする選管数

● 指摘する事項の中で、平成21年分と比べて相当に減つたと感じられたもの

(単位：選管数)

領収書等の写しの添付漏れがあつた。	0
領収書等を徴し難かつた支出の明細書の添付漏れがあつた。	0
振込明細書に係る支出目的書の添付漏れがあつた。	0
政治資金監査報告書の提出義務を知らなかつた。	2
領収書等の編さんがずさんで、各支出との対応関係が分かりにくいものがあつた。	1
その他	4
・領収書の必要記載事項(支出の目的、金額、年月日)漏れ ・政治資金監査報告書の監査人の名前が自署でないもの ・領収書として認められない振込用紙の控え部分(郵便振替払込請求書兼受領書)が領収書として添付される事例	

Q 3. 政治資金監査マニュアルの改訂により、今回から、必要記載事項に不備がある領収書等に係る支出について、当該領収書等の記載事項と当該領収書等に係る請求書等の記載事項とを合わせて確認できることになりました。

当該請求書等についても、写しを都道府県選挙管理委員会に提出することも可能となりましたが、このことにより、都道府県選挙管理委員会の事務負担に変化はありましたか？

また、当該取扱いは、収支の公開の向上に役立つと思いますか？

(単位：選管数)

●事務負担はさほど変わらない	41
収支の公開の向上に役立つ取扱いだと思う。	34
(主な理由)	
<ul style="list-style-type: none"> ・領収書等の記載事項の不備について確認できる ・補正の減少による事務負担の軽減に繋がった 	
あまり意味のない取扱いだと思う。	5
(主な理由)	
<ul style="list-style-type: none"> ・不備のある領収書が存在しない ・国会議員関係政治団体に浸透していない ・領収書と請求書等の突合は政治資金監査人が行うものであり、監査を経た領収書等が添付されていれば、請求書等の都道府県選管への提出は必要ない 	

(単位：選管数)

●事務負担が増えた。	6
収支の公開の向上に役立つ取扱いだと思う。	4
(主な理由)	
<ul style="list-style-type: none"> ・収支報告書の公開の向上に役立つと思うが、開示対象文書が増える点で開示請求の際に負担増となる 	
あまり意味のない取扱いだと思う。	2
(主な理由)	
<ul style="list-style-type: none"> ・必要事項に不備がある領収書等であっても、領収書を徴し難かった支出の明細書等により対応可能である 	

3. 政治資金監査報告書の記載内容について

Q 5. 政治資金監査報告書の基本的な記載内容（あて名、年月日等）について不備等を指摘する事項はありましたか？

(単位：選管数)

●なかった	19
●あった	28
国会議員関係政治団体の名称が当該団体が都道府県選挙管理委員会に届け出た名称以外のものであった。	8
代表者の氏名が当該団体の代表者名以外のものであった。	6
登録政治資金監査人の署名が自署かつ押印されていなかった。	18
登録番号が記載されていなかった。	0
研修修了年月日が記載されていなかった。	0
その他	12
(主なもの) ・支出がないにも関わらず監査の結果において、明細書、領収書等、徴難明細書及び振込明細書を確認した旨の記述 ・監査報告書の年月日が収支報告書の宣誓書の年月日より後の日付で記載 ・業務制限に係る条文の記載誤り ・政治資金監査の実施期間及び提出日の記載誤り	

● 指摘する事項の中で、平成21年分と比べて相当に減ったと感じられたもの

(単位：選管数)

国会議員関係政治団体の名称が当該団体が都道府県選挙管理委員会に届け出た名称以外のものであった。	0
代表者の氏名が当該団体の代表者名以外のものであった。	0
登録政治資金監査人の署名が自署かつ押印されていなかった。	11
登録番号が記載されていなかった。	0
研修修了年月日が記載されていなかった。	0
その他	1
・昨年と同じ登録政治資金監査人に監査を依頼しており、昨年指摘したことが改善している	

Q 6. 政治資金監査報告書の「1. 監査の概要」の中で、不備等を指摘する事項はありましたか？

(単位：選管数)

●なかった	26
●あった	21
定期分の収支報告書で「平成×年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書」と記載されていなかった。	1
解散分の収支報告書で「平成×年に係る法第17条第1項に規定する収支報告書」と記載されていなかった。	16
政治資金監査対象書類が「当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書」と記載されていなかった。	8
登録政治資金監査人の責任において政治資金監査の結果を報告する書類が「収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書」と記載されていなかった。	6
政治資金監査を主たる事務所以外で実施した場合にその理由が明記されていなかった。	9
その他	6
(主なもの) ・国会議員関係政治団体の名称の記載誤り ・監査対象期間の記載誤り ・政治資金監査の実施場所の記載がない	

● 指摘事項の中で、平成21年分と比べて相当に減ったと感じられたもの

(単位：選管数)

定期分の収支報告書で「平成×年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書」と記載されていなかった。	1
解散分の収支報告書で「平成×年に係る法第17条第1項に規定する収支報告書」と記載されていなかった。	2
政治資金監査対象書類が「当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書」と記載されていなかった。	0
登録政治資金監査人の責任において政治資金監査の結果を報告する書類が「収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書」と記載されていなかった。	0
政治資金監査を主たる事務所以外で実施した場合にその理由が明記されていなかった。	0

Q 7. 政治資金監査を主たる事務所以外で実施したとされるもので、2例以外の理由が記載されていたものはありましたか？

- ・作業スペース不足等により円滑な監査の実施が困難なため
- ・同一の国会議員に係る複数団体の監査の効率的実施のため

(単位：選管数)

●なかつた	26
●あつた	20
<p>(主な記載例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国会議員関係政治団体が解散し事務所が閉鎖しているため ・東北地方太平洋沖地震の被害のため ・入出金が少ないため、特定の事務所に会計帳簿等の関係書類を集めたうえで政治資金監査を行うことが、政治資金監査の効率的な実施のため適当であるため ・別の事務所に会計帳簿等の関係書類が備えられているため ・記録の確認が大部であり監査に時間を要するため ・経費削減のため ・協議の結果又は委嘱人からの依頼のため ・会計責任者が常時勤務していないため ・収支報告書の作成委託先である業者のオフィスに会計帳簿が保管されているため 	

※無回答1団体

Q 8. 記載例(2)で政治資金監査報告書の提出があつた政治団体のうち、「2 監査の結果」の(2)で、会計帳簿に記載不備があつた事項(支出を受けた者の氏名及び住所並びにその支出の目的、金額及び年月日等のうち該当する事項)を具体的に明記していない事例はありましたか？

(単位：選管数)

●なかつた	44
●あつた	2(5件)

※無回答1団体

Q 9. 領収書等の亡失等があるにもかかわらず、領収書等亡失等一覧表を添付していない政治資金監査報告書はありましたか？

(単位：選管数)

●なかつた	43
●あつた	3(5件)

※無回答1団体

Q10. 記載例（3）で政治資金監査報告書の提出があった政治団体のうち、（別記）に次の3例以外の事項が記載されていたものはありましたか？

- ・領収書等亡失等一覧表
- ・支出の状況を確認できる書類が存在しない人件費
- ・当該団体に対して発行されたとは推認されない名称が領収書等のあて名に記載されていると判断されるもの

(単位：選管数)

●なかつた	41
●あつた	3
(主な記載例) <ul style="list-style-type: none"> ・領収書等を徴し難かつた支出の明細書 ・あて名が未記入の領収書に対する指導 ・口座振替により領収書が無い旨の記載 	

※無回答3団体

Q11. 領収書等を徴し難かつた支出の明細書に記載された支出で、政治資金監査マニュアルで例示している「領収書等を徴し難い事情」以外の事情が記載されたものはありましたか？

(単位：選管数)

●なかつた	38
●あつた	9
(主な記載例) <ul style="list-style-type: none"> ・クレジットカードの利用や口座引落とし等により領収書が発行されないため ・支出目的が記載されていないため（例：東日本電信電話(株)、郵便事業(株)） ・立替払いのため ・預り金のため又は共済掛金返金のため ・受取者が領収書を発行していないため ・領収書の紛失、再発行困難、不鮮明のため ・津波による流出のため 	

Q12. 選挙管理委員会の立場として、登録政治資金監査人に対してアドバイスや改善を促したい点等がありますか？

(単位：選管数)

●ない	28
●ある	19
<p>(主な意見等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収支報告書の必要記載事項（支出目的、金額、年月日、支出を受けた者の氏名及び住所）と領収書等などとの突合の徹底 ・収支報告書内の積算内容（小計や表間の整合性）の確認 ・振込明細書の提出時における支出目的書等の添付漏れの是正 ・監査報告書の「2 監査の結果」の(1)(3)(4)の記入不備（特に徴難明細書が存在しない場合に(4)の記述を省略）の是正 ・不備の多い監査報告書を作成する監査人が行う監査への対応 	

4. 収支報告書の提出後に生じた事情とその対応について（※回答時点の状況）

Q13. 収支報告書の支出の内容を訂正する際に、登録政治資金監査人の確認を受けたことを証する「訂正後の支出状況に係る政治資金監査報告書」又は「訂正に係る政治資金監査報告書」を提出した政治団体はありましたか？

また、登録政治資金監査人の確認を受けることなく、収支報告書の支出の内容を訂正した政治団体はありましたか？

(単位：選管数)

●収支報告書の支出の内容を訂正した政治団体は存在しなかった。	20
--------------------------------	----

(単位：選管数)

●登録政治資金監査人の確認を受けて収支報告書の支出の内容を訂正した政治団体があった。	9
支出の金額が訂正された。	5
支出の項目が訂正された。	0
支出の年月日が訂正された。	2
支出自体が削除された。	2
その他	2
<ul style="list-style-type: none"> ・ 支出自体の追加 ・ 支出を受けた者の名称変更 	

(単位：選管数)

●登録政治資金監査人の確認を受けずに収支報告書の支出の内容を訂正した政治団体があった。	20
支出の金額が訂正された。	10
支出の項目が訂正された。	8
支出の年月日が訂正された。	16
支出自体が削除された。	4
その他	12
(主なもの) <ul style="list-style-type: none"> ・ 立替払及び資金前渡による平成21年中の支出の記載誤りの訂正 ・ 支出を受けた者の名称及び住所の変更 ・ 本部又は支出に対して交付した交付金の欄の記入漏れの訂正 ・ 寄附者の職業欄の追記 ・ 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳の訂正（政治資金パーティーの名称又は対価の支払いをした者の区分ごとへ差し替え） 	

※重複回答2団体

Q14. 領収書等が再発行された場合等、収支報告書自体には変更がないものの、支出の内容を証する書面に変更が生じた場合に、登録政治資金監査人の確認を受けたことを証する「訂正後の支出状況に係る政治資金監査報告書」を提出した政治団体はありましたか？

また、登録政治資金監査人の確認を受けずに変更した政治団体はありましたか？

(単位：選管数)

●収支報告書自体に変更はないものの、支出の内容を証する書面に変更が生じた政治団体は存在しなかった。	40
---	----

(単位：選管数)

●登録政治資金監査人の確認を受けて支出の内容を証する書面を変更した政治団体があった。	1
領収書等が再発行された。	0
領収書等を徴し難い事情がないことが明らかになり、領収書等亡失等一覧表を作成した。	0
その他	1
・領収書が発行してもらえない支出を徴難明細書により提出	

(単位：選管数)

●登録政治資金監査人の確認を受けないで支出の内容を証する書面を変更した政治団体があった。	6
領収書等が再発行された。	3
領収書等を徴し難い事情がないことが明らかになり、領収書等亡失等一覧表を作成した。	0
その他	3
・振込明細書に係る支出目的書の追加 ・領収書等を徴し難かった支出の明細書等の追加 ・領収書の追加	

Q15. 政治資金監査の対象となった事実に変更はないが、政治資金監査報告書の記載誤りがあったため、「訂正後の政治資金監査報告書」を提出した政治団体はありましたか？

(単位：選管数)

●なかった。	44
●あった。	2
(記載誤りの具体的事例) ・政治資金監査を主たる事務所の所在地以外で実施した理由の追加 ・代表者の氏名、監査日、監査の期間の修正	

※無回答1団体

5. 少額領収書等の写しの開示制度について (※回答時点の状況)

Q16. 制度が始まって以来、公序良俗違反と認められたため不開示決定をした案件は？

(単位：選管数)

●今のところない	47
●あった	0

Q17. 政治資金適正化委員会が具体的指針として示した事項以外で、公序良俗違反として検討すべきと考えられる事例はありますか？

(単位：選管数)

●今のところない	47
●あった	0

Q18. 訴訟は？

(単位：選管数)

●今のところない	47
●あった	0

6. その他

Q19. 政治資金適正化委員会に対する意見、要望等

(単位：選管数)

登録政治資金監査人に対する研修を充実してほしい。	25
Q&Aを充実してほしい。	32
政治資金適正化委員会のHPを使いやすくしてほしい。	5
選挙管理委員会への定期的なメールの発出等連絡を密にしてほしい。	10
その他	10
(主なもの) ・領収書等の適切な保存方法について、政治団体を指導してほしい ・収支報告書や領収書等などの提出書類間の記載に齟齬がないよう確認の徹底をお願いしたい ・選挙管理委員会職員に対する研修の充実	

Ⅱ. 政治資金監査報告書の記載不備等の是正に関する今後の対応方針（案）

先に実施した総務大臣分の調査結果も踏まえ、以下の方針で対応をしてはどうか。

1. 収支報告書（支出部分）について

支出部分に関する不備については、全体的には減少傾向にあるものの（前回に比べれば減ったとする選管は16）、依然として、多くの選管から不備があった旨指摘されている（44選管）。

●対応方針

登録政治資金監査人に対し「政治資金監査チェックリスト」（※1）の活用を促進するとともに、フォローアップ説明会の継続的な実施（※2）、さらには関係士業団体との連携（※3）を通じ、適確に政治資金監査が行われるよう周知徹底。

（※1）研修テキスト及びホームページに掲載

（※2）フォローアップ説明会不参加の登録政治資金監査人に対しても説明会資料を送付

（※3）関係士業団体が主催する研修会の機会の活用 等

2. 収支報告書と併せて提出する書類について

依然として、領収書等の写しや徴難明細書等の添付漏れの類については多くの選管から指摘されている（43選管）が、政治資金監査報告書の提出義務を知らなかった政治団体については相当減少している（19選管→7選管）。

また、領収書等の写しの編さんがずさんで各支出との対応関係が分かりにくいものがあつた旨の指摘も多い（22選管）。

●対応方針

収支報告書及び関係書類の提出は、会計責任者の責任において行われるものであり、登録政治資金監査人に求められる事項ではない。しかしながら、政治資金監査において確認した書類が提出されなかったり、書類間での整合性がとれていなければ、政治資金監査の信頼性に疑問を持たれる可能性もあるため、フォローアップ説明会の継続的な実施、さらには関係士業団体との連携を通じ、登録政治資金監査人に対して、以下を周知。

- ・ 現物及び全数調査を適確に実施し、収支報告書と突合する書類が存在しない場合には政治資金監査報告書においてその旨を指摘すること。
- ・ 領収書等の適切な整理・保存について会計責任者に対して助言すること。
- ・ 提出漏れが発生しないよう会計責任者に対して助言すること。

3. 政治資金監査報告書の記載について

(1) あて名、監査人名等の記載

あて名等の基本的事項に係る不備の指摘は減少傾向にはあるものの（4 1 選管→2 8 選管）、依然として、国会議員関係政治団体の正式名称の記載誤り、自署かつ押印の不備等の比較的軽微な不備についての指摘は多い。

【総務大臣分も同様の事例あり】

●対応方針

登録政治資金監査人に対し、「政治資金監査報告書チェックリスト」の活用を促進する(※4)とともに、フォローアップ説明会の継続的な実施、さらには関係士業団体との連携を通じ、正確な記載について周知徹底。

(※4) ホームページにより周知 (H23. 8)

研修テキストの増補版を作成し、登録政治資金監査人に配布 (H23. 12)

(2) 監査の結果等の記載

政治資金監査報告書による報告事項の趣旨や、用語の使い方について周知が徹底していなかったり、登録政治資金監査人の理解が必ずしも十分でなかったりすることにより、政治資金監査報告書の記載内容の齟齬があった旨指摘されている。

【総務大臣分も同様の事例あり】

また、少数ではあるが、以下のような事例も報告されている。

- ・会計帳簿の記載不備事項を具体的に特定していなかったもの（2 選管 5 件）
- ・領収書等の亡失等があるにもかかわらず、領収書等亡失等一覧表が添付されていなかったもの（3 選管 5 件）
- ・会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出があったとして、(別記)に「領収書等を徴し難かった支出の明細書」などと記載しているもの（3 選管）

なお、総務大臣分においては、以下のような事例も散見されたところ。

- ・業務制限に関する記載をしていないもの
- ・会計責任者等に対する指導内容等に関する任意の記載がされているもの

●対応方針

登録政治資金監査人に対し、「政治資金監査報告書チェックリスト」の活用を促進するとともに、フォローアップ説明会の継続的な実施、さらには関係士業団体との連携を通じ、以下の点に留意しながら報告事項に関する理解を促進し、正確な記載について周知徹底。

- ・ 記載不備の具体的事例の紹介を通じて是正を促進。
- ・ 政治資金監査報告書は、記載例に従って記載すること。なお、登録政治資金監査人が記載例に加え、特に記載する必要があると判断した事項がある場合には、政治資金適正化委員会に照会するよう周知徹底。
- ・ 政治資金監査報告書記載例には、政治資金規正法の規定通りに従って、会計帳簿等の関係書類名を列記しているが、そのことによって却って記載誤りが生じている（特に「領収書等を徴し難かった支出の明細書等」の使い方）と考えられるので、以下のように、次期政治資金監査マニュアルの改定時に併せ、政治資金監査マニュアルで提示している記載例を見直し。

[政治資金監査マニュアルで提示している記載例]

1 (1) (3)、2 (1) (3)

「…会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書…」

2 (4)

「…領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていた。」

↓

見直し(案)

1 (1) (3)、2 (1) (3)

「…会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書に係る支出目的書及び振込明細書…」

2 (4)

「…領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。」

(3) 主たる事務所以外で政治資金監査を実施した場合の記載

政治資金監査の実施場所が主たる事務所と異なる場合には、下記の記載例のように、その理由を具体的に記載し、実施場所を特定することとしているが、政治資金監査報告書に記載されていた例を見る限りにおいては、その理由が不十分と思われるものや、実施場所について具体の場所及び住所が併記されていないものが見受けられた。

【総務大臣分も同様の事例あり】

[政治資金監査マニュアルで提示している記載例]

(4) この政治資金監査は、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の主たる事務所（※2）において行った。

(※2) 国会議員関係政治団体の主たる事務所と異なる場合は、その理由を明らかにした上で政治資金監査の実施場所を特定すること。

(注) 政治資金監査を主たる事務所で行わないことができる例外としては、会計帳簿や領収書等の紛失等の事故を防止するための十分な措置が講じられ、かつ、会計責任者等に対するヒアリング等を通じて、経常経費を含む事務所の運営実体について確認することができることを条件として以下の場合が考えられること。

- ① 作業スペースの不足等やむを得ない事情により、円滑な政治資金監査の実施が困難であると登録政治資金監査人が判断した場合
- ② 同一の国会議員に係る複数の国会議員関係政治団体の政治資金監査を実施する場合において、政治資金監査の効率的な実施のため、特定の事務所等に収支報告書及び会計帳簿等の関係書類を集めた上で、政治資金監査を行うことが適当であると登録政治資金監査人が判断した場合

H23フォローアップ説明会で提示した記載例（主たる事務所以外で実施した場合）

(4) この政治資金監査は、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の主たる事務所の作業スペースの不足により円滑な政治資金監査の実施が困難であると〇〇〇〇（登録政治資金監査人名）が判断したため、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の従たる事務所（東京都××区××町××番地）において行った。

●対応方針

登録政治資金監査人に対するフォローアップ説明会の継続的な実施、さらには関係士業団体との連携を通じ、主たる事務所で実施することを原則とした趣旨や、例外的に主たる事務所以外で実施することとした場合の理由等のあり方や具体的な記載ぶりについて、周知徹底。

さらに、政治資金監査マニュアルへの反映も念頭におきつつ(※)、当面の対応として、主たる事務所以外の場所で実施した場合の理由及び実施場所の記載方法に関するQ&Aを追加し、広く周知。

※ 次期政治資金監査マニュアルの改定時に併せ、下記事項をマニュアルに反映。

- ・ 政治資金監査を主たる事務所で行わないことができる例外として、「③ 解散により、政治資金監査を実施する時点において主たる事務所が存在しなくなった場合」を追加
- ・ 政治資金監査を主たる事務所以外の場所で実施した場合には、具体の場所と住所を併記することで実施場所を特定することを明記
- ・ 主たる事務所以外で実施した場合の政治資金監査報告書の記載例を提示

(4) 領収書等を徴し難い事情

徴難明細書に、政治資金監査マニュアルで例示している領収書等を徴し難い事情（以下、「徴難事情」という。）以外の理由が記載されているものが見受けられ、中には明らかに徴難事情には該当しないものもあった。

【総務大臣分も同様の事例あり】

- ・「クレジットカード払いのため」
→口座振替の利用は徴難事情に該当する。
なお、利用した際に発行される書面（支出の目的、金額及び年月日が記載されたもの）を領収書等として取り扱うことも差し支えないとされている。
- ・「領収書等を慣例的に発行していないため（陣中見舞い）」「受領者が領収書を発行していないため」
→事実上又は社会通念上、客観的に領収書等を徴することが困難な場合に該当するのかが、必ずしも明らかではない（なお、「陣中見舞い」については具体的にどのような性格のものなのかによる。）。
- ・「支部と折半で支払いのため」
→領収書等を分けて発行してもらうことも可能と考えられる。
- ・「紛失のため」「再発行が困難なため」「領収書不鮮明のため」
→明らかに、徴難事情に該当しない。

●対応方針

フォローアップ説明会の継続的な実施、さらには関係士業団体との連携を通じ、徴難事情の趣旨の徹底を図るとともに、具体の事案が徴難事情に該当するかどうかの判断がつかない場合には、政治資金適正化委員会へ照会するよう周知徹底。